

農林水産省 令和2年度輸出環境整備推進委託事業
(食品規格等調査) 調査報告書

インドネシア共和国

栄養成分及び栄養強調表示

1. 栄養表示.....	1
2. 包装前面の栄養表示 (FRONT OF PACK LABELLING: FOPL)	4
3. 栄養強調表示.....	5

本報告書は、農林水産省の委託を受け、アルゴリンクス株式会社が調査を行い、取りまとめたものである。アルゴリンクス株式会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負うものではありません。これは、たとえ、アルゴリンクス株式会社がかかる損害の可能性を知らされていた場合も同様とします。

なお、食品、添加物等に関する国際的な基準及び許認可は頻繁に変更されており、信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。したがって、実際の利用に当たっては、対象国の最新の情報をご確認ください。

インドネシアの栄養表示に関する最新の主な規制は、「加工食品表示の栄養価情報に関する規制 No. 22/2019」である。これは、以前の 2005 年の「規制 No. HK00.06.51.0475」、食品表示の栄養情報のリストに関するガイド」およびそれに加えられた 2011 年の修正「規制 No. HK.03.1.23.11.11.09605」を廃止するものである。さらに、加工食品の表示に関する最新の「食品規制 No. 31/2018」では、栄養表示についても言及されている。

一方、栄養強調表示に関連する現在の規制は、「加工食品表示および広告に関する強調表示の監視に関する規制 No.13/2016」である。

1. 栄養表示

「規制 No.31/2018」と「規制 No.22/2019」はどちらも、栄養素及び/又は非栄養素の含有量に関する情報を、加工食品の食品表示に栄養価情報(Nutritional Value Information、ING)の形式で表記する必要があることを示している。

(1) 栄養表記が必要な食品の種類

全ての加工食品は、ING を含める必要がある。

この要件から免除されるのは、粉末コーヒー、粉末ティー、ティーバッグ、包装飲料水(蒸留水、ミネラルまたは脱塩水)、ハーブ、スパイス、調味料であり、アルコール飲料のラベルに ING を付けることは許可されていない。

(2) 栄養価情報テーブル(ING)の構成要素

ING には、次の情報が含まれている必要がある。

- サービングサイズ(1 食分量)
- 包装当たりサービング数
- 栄養素の種類と量
- 非栄養素の種類と量
- 栄養素充足値(AKG)パーセンテージ
- 脚注

栄養素はサービングごとに表記される。

例外:

- 乳児用調製粉乳及びフォローアップ用調製粉乳(100g 当たり及び 100kcal 当たり、又は 100ml 当たり及び 100kcal 当たり);
- 義務的に強化された加工食品、及び更なる加工が必要な食品(100g 当たり又は 100ml 当たり);
- 特別な医療目的の食品(関連規則の規定による)。

規制は、合計 12 のカテゴリーと 31 のサブカテゴリーからの食品のサービングサイズを定義している。サービングサイズが定義されていない場合は、加工食品の流通許可を取得する間に、評価結果に基づいて決定することができる。

(3) 栄養充足値(Nutrient Adequacy Value: AKG)

ラベルの栄養充足パーセンテージを計算するために使用される栄養充足値(AKG)は、年齢層別の適切な AKG であり、関連する公式通知に示されている養素基準値(Nutrient Reference Value: ALG)に基づいて計算される。

使用可能な ALG 又はその他の基準が確立されていない栄養素またはその他の成分については、これらを含めるための規定は次のとおりである：

- 栄養素に由来する栄養素および物質の構成成分の含有量は、サービング当たりのメートル法単位でリストされ、栄養素の下に置かれる。
- リストに 3 種類以上のアミノ酸が含まれている場合、アミノ酸含有量をビタミンとミネラルの下にリストすることができる。
- その他の構成成分については、サービングあたりのメートル法単位でリストされ、ビタミンとミネラルの下に置かれる。

(4) ING で表記される栄養素

A. 含まれなければならない栄養素：

- 総エネルギー(脂肪、たんぱく質、炭水化物に由来する総量)
- 総脂肪
- 飽和脂肪
- たんぱく質
- 総炭水化物
- 糖類(糖類とは、乳糖を除く全ての単糖及び二糖を指す)
- 塩分(ナトリウム)

加えて、栄養強化食品の ING には、該当する規定に従って追加又は強化することが義務付けられている以下の栄養素を含める。

- 鉄分
- 亜鉛
- ビタミン B1
- ビタミン B2
- 葉酸

強調表示がなされている追加の栄養素については、栄養価情報でも表記する必要がある。

B. 特定の要件で表記しなければならない栄養素：

- トランス脂肪(有意な量、即ち、サービング当たり 0.5 g を超える場合、及び/又は、脂肪、脂肪酸、又はコレステロールに関する強調表示がある場合)
- コレステロール(有意な量、即ち、サービング当たり 2 g を超える場合、及び/又は、脂肪、脂肪酸、又はコレステロールに関する強調表示がある場合)
- 食物繊維(有意な量、即ち、サービング当たり 0.5g を超える場合)

C. 表記可能な栄養素又はその他の構成成分：

- 脂肪からのエネルギー
- 飽和脂肪からのエネルギー
- 一価不飽和脂肪
- 多価不飽和脂肪
- 可溶性食物繊維
- 不溶性食物繊維
- 糖アルコール
- ビタミンとミネラルは、サービング当たり 2%AKG 以上の量で存在する場合にのみ表記できる

(5) 栄養表示フォーマット

ING フォーマットは、(A) 食品ラベルの表面、(B) 食品の種類、及び(C) 正味重量に従ってグループ化され、規定されている。

A. 最初のカテゴリーには、2つのタイプがあり、

- (a) ラベルの表面積が 100cm² を超える包装の表形式フォーマット; 及び
- (b) ラベルの表面積が 100 cm² 以下であり、表形式フォーマットと線形フォーマットにサブカテゴリー化される。

B. 食品の種類に基づくフォーマット:

- (a) 乳児用調製粉乳とフォローアップ調製粉乳;
- (b) 補完食品;
- (c) グローイングアップ調製粉乳;
- (d) 妊婦・授乳婦用特殊飲料;
- (e) 強化しなければならない加工食品; 及び
- (f) 他の食品との摂取が推奨される加工食品。

C. 正味重量又は正味含有量が 1 サービング未満の食品用のフォーマット:

(6) 栄養素の分析結果の許容限度

栄養素の分析結果の許容限度は、「栄養価情報」に記載された値と比較した、栄養素の分析結果から得られた許容値の範囲である。

A. 一般加工食品の場合

- (a) 加工食品の栄養素の分析結果は、「栄養価情報」に記載されている値の、少なくとも 80% なければならない。
- (b) 特定の栄養素、すなわちエネルギー、脂肪、飽和脂肪、コレステロール、トランス脂肪酸、糖類、ナトリウムの分析結果は、「栄養価情報」にリストされている値の 120% を超えてはいけない。

B. 強調表示を含む加工食品の場合

強調表示を含む加工食品の場合、栄養素の分析の許容限度は以下を満たさなければならない:

- (a) 栄養素の分析結果は、少なくとも「栄養価情報」の表にリストされている値と同じである。
- (b) 特定の栄養素、すなわち総エネルギー、総脂肪、飽和脂肪、コレステロール、トランス脂肪、糖類、および塩分（ナトリウム）の分析結果は、「栄養価情報」の表にリストされている値の 120% を超えてはならない。
- (c) ただし、食品に「低」、「無」、「少ない」、または同様の意味の強調表示が含まれている場合、栄養素の分析結果は、「栄養価情報」の表にリストされている値の少なくとも 80% である必要がある。
- (d) 義務的強化加工食品の場合、栄養素の分析結果は、関連する規制に従った強化含有量の要件と少なくとも等しくなければならない。

C. 最大および/または最小限度の栄養要件がある加工食品の場合

最大および/または最小限度の栄養要件がある加工食品の場合、栄養素の分析結果は、関連する規制に従って最大および/または最小要件を満たさなければならない。

2. 包装前面の栄養表示 (Front of Pack Labelling: FOPL)

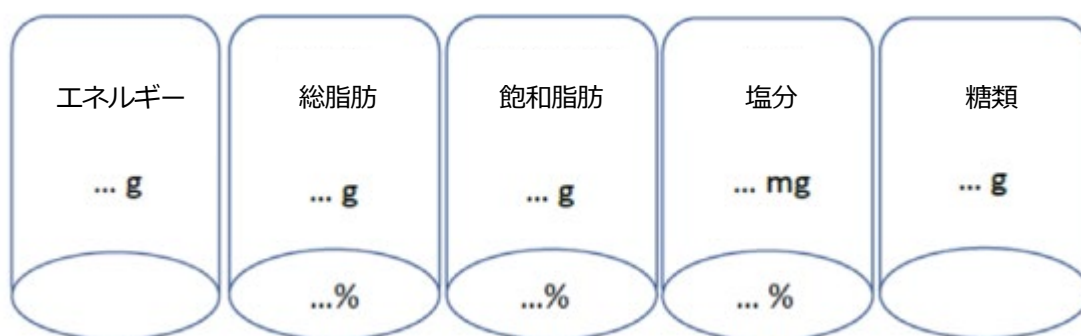
インドネシアの「栄養価情報」に関する規制 No.22/2019 は、2種類の自主的な「包装前面栄養表示 (Front-of-Pack Labeling)」スキームを規定している。

(1) 主パネル/ラベルの一部の「栄養価情報(ING)」の表

ING 表を含む加工食品は、主パネル/ラベルの一部に ING を含む場合があり、それは同じ色の同じ形でなければならない。

以下の栄養素においては、栄養素の量、及びサービング当たり (...g/ml) または包装当たり (...g/ml) の%AKG が含まれる:

- 総エネルギー
- 総脂肪
- 飽和脂肪
- 糖類(乳糖を除く) 及び
- 塩分(ナトリウム)



パーセント AKG は、2150 kcal のエネルギー要件に基づく

上記の栄養素を 1 つ以上含まない食品の場合、これらの栄養素をラベルから削除できる。たとえば、食品に糖類が含まれていない場合は、糖類を含まない次の形式を使用できる



他の栄養素は、関連する規制に従った強調表示が含まれている限り、含めることができる。

(2) より健康的な選択ロゴ

加工食品は、円の外側の上部に大文字で「より健康的な選択」という言葉が付いたロゴを含める場合がある。「類似製品と比較して;適度な量で消費された場合」という言葉が、円の外側の下部に含まれる。



2つのカテゴリーの加工食品に「より健康的な選択」ロゴを付けることができる。それらは、加工食品の種類ごとに確立された栄養プロファイルの基準を満たさなければならない。

(a) すぐに飲める飲料

- 糖類の上限: 100ml あたり 6g (糖類には全ての単糖と二糖が含まれるが、乳糖は含まれない); 及び
- すぐに飲める飲料には、食品添加物の甘味料を含めてはならない。

(b) インスタントパスタとインスタントラーメン

- 総脂肪の上限: 20g/100g
- ナトリウムの上限: 900mg/100g

3. 栄養強調表示

栄養強調表示に関連する現在の規制は、「加工食品のラベルと広告への強調表示の監視に関するインドネシア共和国の国家医薬品食品監督庁の規制 No.13/2016」である。この規制は、2011年の「国家医薬品食品監督庁番号 HK.03.1.23.11.11.09909」で定められた、加工食品のラベルと広告への強調表示の包含に関する以前の規制に代わるものである。

これらの規制において、「強調表示」は食品の起源、栄養成分、特性、生産、加工、構成成分、又はその他の品質要因に関する特定の特性を述べ、示し、または暗示するあらゆる形式の説明であるものとする。

インドネシアでは、加工食品のラベル上の強調表示には次のものが含まれる:

- (a) 栄養強調表示;
- (b) 健康強調表示; 及び
- (c) 上記(a)および(b)で言及されたもの以外の強調表示。

(1) 栄養強調表示

栄養強調表示は、食品がエネルギー値とたんぱく質、脂肪、炭水化物、ビタミンとミネラルの含有量を含む特定の栄養特性を持っていることを述べ、示し、又は暗示するあらゆる形式の記述である。栄養強調表示には、「栄養素参照値

(NRV)」に規定されている栄養素が含まれる。これは食品のラベルに栄養価に関する情報を含めるときに参照するものである。

インドネシアには 2 種類の栄養強調表示がある。

- 栄養素含有量の強調表示； 及び
- 栄養素比較の強調表示。

A. 栄養素含有量の強調表示

栄養素含有量の主張は、食品中の栄養素の含有量を記述する強調表示である。許可された「栄養素含有量の強調表示」は、表 1 にリストされているとおりである。

表 1. 「低」または「無」栄養素の栄養素含有量強調表示の基準

成分	強調表示	要件: 下記の値を超えない(以下である)こと
エネルギー	低	エネルギー 100 g(固体) 当たり 40 kcal(170 kJ) 又は 100 ml(液体) 当たり 20 kcal(80 kJ)
	無 ¹	100g(固体) 当たり 4kcal 又は 100ml(液体) 当たり 4kcal
脂肪	低	100g(固体) 当たり 3g 又は 100ml(液体) 当たり 1.5g
	無 ¹	100g(固体) 当たり 0.5g 又は 100ml(液体) 当たり 0.5g
	低	100g(固体) 当たり 1.5g 又は 100ml(液体) 当たり 0.75g その他の要件: 低トランス脂肪の要件を満たす
	無 ¹	100g(固体) 当たり 0.1g 又は 100 ml(液体) 当たり 0.1g その他の要件: 低トランス脂肪の要件を満たす
トランス脂肪	低	100g(固体) 当たり 1.5g 又は 100ml(液体) 当たり 0.75g その他の要件: 低飽和脂肪の要件を満たす
	無	100g(固体) 当たり 0.1g 又は 100 ml(液体) 当たり 0.1g 以下 その他の要件: 低飽和脂肪の要件を満たす
コレステロール	低	100g(固体) 当たり 0.02g 又は 100ml(液体) 当たり 0.01g その他の要件: 低飽和脂肪及びトランス脂肪の要件を満たす
	無	100 g(固体) 当たり 0.005g 又は 100 ml(液体) 当たり 0.005 g その他の要件: 低飽和脂肪及びトランス脂肪の要件を満たす
糖類 ^{2,3}	低	100 g(固体) 当たり 5 g 又は
	無	100ml(液体) 当たり 2.5g
ナトリウム	低	100g(固体) 当たり 0.5g 又は
	極低	100ml(液体) 当たり 0.5g
	無 ¹	100g 当たり 0.005g

¹ 単語「無」に加えて、「なし」、「含まない」などの同等の単語も使用できる

² すべての単糖類と二糖類を含む

³ 次の製品に適用される: キャンディー、シロップ、粉末飲料、ジュース、ゼリー、ジャム、飲料

「低...(食品成分の名前)」又は「無...(食品成分の名前)」という強調表示は、食品の含有量が特定のプロセスを経た結果、成分が少ないか無であり、表 1 の要件に準拠する食品にのみ使用できる。

B 栄養素比較の強調表示

栄養素比較の強調表示は、2 つ以上の食品間の栄養素含有量及び/又はエネルギー含有量を比較する強調表示である。許可される栄養素比較の強調表示は表 2 にリストされている。

- 比較される加工食品は、同じメーカーの食品タイプのバリエーションを参照する類似タイプのもので、販売されているものでなければならない。
- 含有量の違いは、パーセンテージ、分数、又は絶対数で表されるものとする。
- 栄養素の含有量の相対的な違いは、ナトリウムを除く微量栄養素では少なくとも 10%NRV(高いまたは低い)でなければならない、エネルギーおよびその他の栄養素(ナトリウムを含む)では少なくとも 25%(高いまたは低い)でなければならない;
及び
- 絶対差は、少なくとも表 1 で定義されている「低」又は「由来」の要件を満たしている必要がある。

表 2.栄養素比較強調表示の種類と要件

強調表示の種類	要件	その他の要件
少ない/軽い、又は同等の 文言	1 比較した食品に対して、少なくとも 10%NRV の、ナトリウムを除く微量栄養素の相対的含有量の差、 2 比較した食品に対して、少なくとも 25%NRV の、エネルギーとナトリウムの相対的含有量の差 3 絶対差は少なくとも栄養素含有量強調表示で決定されているとおり「低」の要件を満たさなければならない	1 製品は新しい 配合である。同じメーカーの同様の種類の食品と比較して、比較される栄養素はより低いか高いかである。 2 加工食品のラベルと 広告には比較された製品を明確に記載する必要がある。
増強した/より多く/もっと/エクストラ / 豊富に/ プラス/追加/ 強化	1 比較する食品に対して、少なくとも 10%NRV の、ナトリウムを除く微量栄養素の相対的含有量の差 2 比較する食品に対して、少なくとも 25%NRV の、エネルギーとナトリウムの相対的含有量の差 3 絶対差は少なくとも栄養素含有量強調表示で決定されているとおり「供給源」の要件を満たさなければならない	3 含有量の違いは、同じ量で比較した食品に対するパーセンテージ、分数、または絶対数で示す。